



島根県報

令和2年11月30日（月）

号外 第 145 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	6
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	7
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	()	8
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	9

公布された条例等のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

(1) 職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の期末手当の支給割合の改正

ア 令和2年度

(7) (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の120	100分の115
特定管理職員	12月	100分の100	100分の95

(4) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の62.5	100分の57.5
特定管理職員	12月	100分の52.5	100分の47.5

イ 令和3年度以降

(7) (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の120	100分の117.5
	12月	100分の115	100分の117.5
特定管理職員	6月	100分の100	100分の97.5
	12月	100分の95	100分の97.5

(4) 再任用職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の62.5	100分の60
	12月	100分の57.5	100分の60
特定管理職員	6月	100分の52.5	100分の50
	12月	100分の47.5	100分の50

(2) 職員等の期末手当の支給割合の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（条例第43号に限る。）

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイ及び(2)の一部については、令和3年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第2条関係）

(1) 令和2年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の162.5	100分の157.5

(2) 令和3年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の162.5	100分の160
12月	100分の157.5	100分の160

2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

児童相談所に勤務する職員に対する福祉業務従事手当の額の改正（第29条関係）

改正前		改正後	
1日につき	600円	1日につき	1,080円

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとした。

◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第7条関係）

(1) 令和2年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の162.5	100分の157.5

(2) 令和3年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の162.5	100分の160
12月	100分の157.5	100分の160

2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 43 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 5 第 2 項各号列記以外の部分中「100分の 120」を「100分の 115」に、「100分の 100」を「100分の 95」に改め、同条第 3 項中「100分の 62.5」を「100分の 57.5」に、「100分の 52.5」を「100分の 47.5」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 15 条の 5 第 2 項中「100分の 115」を「100分の 117.5」に、「100分の 95」を「100分の 97.5」に改め、同条第 3 項中「100分の 57.5」を「100分の 60」に、「100分の 47.5」を「100分の 50」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「100分の 120」を「100分の 115」に改める。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「100分の 115」を「100分の 117.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100分の 120」を「100分の 115」に改める。

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第44号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「100分の120」を「100分の115」に改める。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 45 号

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和 30 年島根県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の 162.5」を「100分の 157.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の 157.5」を「100分の 160」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 46 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 46 年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 女性相談センター又は心と体の相談センターに勤務する職員 600 円
- (2) 児童相談所に勤務する職員 1,080 円

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（福祉業務従事手当の内払）

2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第 29 条の規定により令和 2 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支給された福祉業務従事手当のうち、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第 29 条の規定に係るものは、同条の規定による福祉業務従事手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 47 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 14 年島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の 162.5」を「100分の 157.5」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の 157.5」を「100分の 160」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。